

麻しん・風しんに関する小委員会の進め方(案)

第 1 回:風しんの排除状態に向けた風しんに関する特定感染症予防指針の改定について(平成 29 年 10 月 19 日)

○風しん排除については、発生数が低下し、全例にウイルス遺伝子検査の実施を求める状況となったことや、平成 32 年までの風しん排除状態に向け感染症部会及び予防接種基本方針部会等の議論も踏まえて、風しんに関する特定感染症予防指針の改定案の議論を行う。

→平成 29 年中:風しんに関する特定感染症予防指針の改定を告示

第 2 回:麻しんに関する特定感染症予防指針及び風しんに関する特定感染症予防指針の改定について(平成 30 年 1-2 月)

○麻しんに関する特定感染症予防指針については平成 30 年に前回改定(平成 24 年 12 月 14 日改正。平成 25 年 4 月 1 日適用)より 5 年が、風しんに関する特定感染症予防指針については平成 31 年に前回改定(平成 26 年 3 月 28 日改正。平成 26 年 4 月 1 日適用。)よりおおむね 5 年が経過することから、改定後の麻しん対策及び風しん対策を総覧し、両指針を同時に改定を行うための議論を開始する。

第 3 回:麻しんに関する特定感染症予防指針及び風しんに関する特定感染症予防指針の改定について(平成 30 年 3-4 月)

○第 2 回での議論を踏まえて、改定のたたき台について議論を行う。

第 4 回:麻しんに関する特定感染症予防指針及び風しんに関する特定感染症予防指針の改定について(平成 30 年 5-6 月)

○第 3 回での議論を踏まえて、改定案について議論を行う。

→平成 30 年度中:麻しんに関する特定感染症予防指針及び風しんに関する特定感染症予防指針の改定について告示